

地方分権推進特別委員会
調査報告書（案）

本委員会は、平成9年10月9日に付託された、地方分権の推進に関する具体的方策について、総合的に調査・検討してきたが、平成13年5月21日に本課題の調査を終了したので報告する。

平成13年5月21日

地方分権推進特別委員会委員長

土 持 正 豊

東京都議会議長

渋谷守生殿

目 次

1 本委員会の設置 -----	1
(1) 設置の経過 -----	1
(2) 委員及び役員 -----	1
2 調査・検討の方法及び状況 -----	5
(1) 調査・検討の方法 -----	5
(2) 調査・検討の状況 -----	5
3 調査・検討結果 -----	9
(1) これまでの国等の状況について -----	10
(2) 東京都における取組状況について -----	12
4 国への意見書の提出 -----	16
5 結び -----	19
付表 提出資料一覧 -----	21

1 本委員会の設置

(1) 設置の経過

本委員会は、地方分権の推進に関する具体的方策について、総合的に調査・検討するため、平成9年10月9日の平成9年第三回定例会本会議において、織田拓郎君外127名の動議により、下記要綱のとおり設置された。

記

地方分権推進特別委員会設置要綱

- 1 名 称 地方分権推進特別委員会とする。
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び東京都議会委員会条例第4条による。
- 3 目的 都道府県及び区市町村への分権の推進に関する具体的方策について、調査・検討する。
- 4 委員会の組織 委員の定数は、23名とし、委員長1名、副委員長3名及び理事5名を置く。

(2) 委員及び役員

ア 議長は、平成9年10月9日の本会議に諮り、次のとおり委員を指名した。

三宅茂樹君	川井しげお君	林知二君
山本信君	高島なおき君	倉林辰雄君
田島和明君	曾離久義君	宮崎章君
田中良君	古館和憲君	白井常信君
小磯明君	白井威君	小林正則君
たぞえ民夫君	小山敏雄君	桜井武君
植木こうじ君	中山秀雄君	橋本辰二郎君
三田敏哉君	木村陽治君	

イ 平成9年10月9日の委員会において、次のとおり委員長、副委員長及び理事が互選された。

委員長	曾離久義君
副委員長	宮崎章君
副委員長	植木こうじ君
副委員長	中山秀雄君
理事	川井しげお君
理事	白井常信君
理事	小林正則君
理事	たぞえ民夫君
理事	三田敏哉君

ウ 議長は次のとおり、委員の辞任を許可し、新たに委員を指名した旨を平成10年12月1日の平成10年第四回定例会本会議で報告し、承認を受けた。

平成10年9月29日付

○辞任	曾離久義君	宮崎章君
	川井しげお君	白井常信君
	三宅茂樹君	高島なおき君
	倉林辰雄君	小磯明君
	白井威君	小山敏雄君
	桜井武君	橋本辰二郎君
○選任	いなば真一君	谷口卓三君
	遠藤衛君	大西英男君
	大木田守君	土持正豊君
	樺山卓司君	野田和男君
	野村有信君	清原鍊太郎君
	奥山則男君	熊本哲之君

平成10年10月5日付

○辞任	たぞえ民夫君	山本信君
	木村陽治君	
○選任	清水ひで子君	小松恭子君
	松村友昭君	

エ 平成10年10月14日の委員会において、中山副委員長が副委員長を、三田理事が理事をそれぞれ辞任したい旨の申し出があり、同委員会で許可されたため（議長は、平成10年9月29日付をもって曾離委員長、宮崎副委員長、川井理事、及び白井常信理事の辞任を許可し、平成10年10月5日付をもってたぞえ理事の辞任を許可している）、欠員となった委員長、副委員長2名及び理事4名は次のとおり互選された。

委員長	土持正豊君
副委員長	大木田守君
副委員長	樺山卓司君
理事	谷口卓三君
理事	古館和憲君
理事	野田和男君
理事	清原鍊太郎君

オ 議長は、次のとおり、平成11年1月29日付をもって委員の辞任を許可し、新たに

委員を指名した旨を平成11年2月9日の平成11年第一回定例会本会議で報告し、承認を受けた。

○辞任 熊本哲之君
○選任 白井威君

カ 議長は、次のとおり、平成11年4月27日付をもって委員の辞任を許可し、新たに委員を指名した旨を平成11年5月10日の平成11年第一回臨時会本会議で報告し、承認を受けた。

○辞任 白井威君
○選任 藤田愛子君

キ 議長は、次のとおり、平成11年10月1日付をもって委員の辞任を許可し、新たに委員を指名した旨を平成11年12月1日の平成11年第四回定例会本会議で報告し、承認を受けた。

○辞任	樺山卓司君	小林正則君
	野田和男君	清原鍊太郎君
	藤田愛子君	いなば真一君
	遠藤衛君	大西英男君
	野村有信君	奥山則男君
○選任	馬場裕子君	菅原一秀君
	吉野利明君	比留間敏夫君
	鈴木一光君	星野篤功君
	井口秀男君	小山敏雄君
	大山均君	桜井武君

ク 平成11年10月20日の委員会において、次のとおり副委員長及び理事が互選された。

副委員長 菅原一秀君
理 事 馬場裕子君
理 事 井口秀男君
理 事 小山敏雄君

ケ 議長は、次のとおり、平成12年1月21日付をもって委員の辞任を許可し、新たに委員を指名した旨を平成12年2月23日の平成12年第一回定例会本会議で報告し、承認を受けた。

○辞任 三田敏哉君
○選任 藤田愛子君

コ 議長は、次のとおり、平成12年6月13日付をもって公職選挙法第90条の規定に基づく菅原副委員長の退職に伴い、新たに委員を指名した旨を平成12年6月28日の平成12年第二回定例会本会議で報告し、承認を受けた。

○辞任 菅原一秀君
○選任 大西英男君

サ 平成12年7月6日の委員会において、欠員となった副委員長は次のとおり互選された。

副委員長 吉野利明君

シ 議長は、次のとおり、委員の辞任を許可し、新たに委員を指名した旨を平成12年9月19日の平成12年第三回定例会本会議で報告し、承認を受けた。

平成12年7月12日付

○辞任 大西英男君
○選任 三浦政勝君

平成12年9月18日付

○辞任	吉野利明君	井口秀男君
	小山敏雄君	田島和明君
	比留間敏夫君	鈴木一光君
	星野篤功君	大山均君
	桜井武君	林知二君
○選任	花川与惣太君	川井しげお君
	野田和男君	中西一善君
	吉住弘君	山本信君
	藤沢志光君	川島忠一君
	田中晃三君	坂口こうじ君

また、欠員となった副委員長及び理事二名は次のとおり互選された。

副委員長 花川与惣太君
理 事 川井しげお君
理 事 野田和男君

2 調査・検討の方法及び状況

(1) 調査・検討の方法

地方分権の推進に関する具体的方策について、総合的に調査・検討するため、次のとおり調査・検討を行った。

ア 国等の状況の報告を聴取し、都議会としての対応を取りまとめ、必要に応じて、国に対する意見書の取りまとめ及び各種要望活動を行う。

イ 東京都における取組状況の報告を聴取し、質疑等を行う。

ウ 必要に応じて、他の地方自治体の取組状況の調査及び参考人からの意見聴取を行う。

〔参考〕

本委員会に提出された資料は、付表「提出資料一覧」のとおりである。

(2) 調査・検討の状況

本委員会は、25回の委員会と17回の理事会を開催し、調査を行ったが、その開催状況は、次のとおりである。

年 月 日	委 員 会 及 び 理 事 会 の 調 査 事 項	
	委 員 会	理 事 会
平成9年 10月9日(木)	1 委員長、副委員長及び理事の互選 2 議席の決定	1 理事会のオブザーバーについて 2 主幹局について 3 委員会運営要領について 4 今後の委員会日程について
10月22日(水)	1 議席について 2 委員会運営要領について 3 報告事項（説明聴取） 地方分権に関する最近の動向について	1 議席について 2 本日の委員会運営について
12月10日(水)	閉会中の継続調査について	
平成10年 3月11日(水)	1 意見書について 2 閉会中の継続調査について	1 意見書について 2 閉会中の継続調査について

5月25日(月)	報告事項（説明聴取及び質疑） ア 地方分権に関する最近の動向について イ 東京都地方分権推進計画大綱の策定について	本日の委員会運営について
6月10日(水)	1 意見書について 2 閉会中の継続調査について	1 意見書について 2 閉会中の継続調査について
9月11日(金)	1 報告事項（説明聴取及び質疑） ア 国の地方分権推進計画について イ 東京都地方分権推進計画大綱について 2 委員長の口頭による中間報告について 3 閉会中の継続調査について	1 組織の移管替えについて 2 本日の委員会運営について 3 今後の委員会日程について 4 委員長の口頭による中間報告について 5 閉会中の継続調査について
9月25日(金)		1 意見書について 2 委員長中間報告について 3 委員会運営要領の一部改正について
10月14日(水)	1 委員の辞任及び選任の報告 2 委員長、副委員長、理事の辞任及び互選 3 議席の決定 4 委員会運営要領の一部改正について	
12月9日(水)	閉会中の継続調査について	

平成11年 1月26日(火)	報告事項(説明聴取及び質疑) ア 地方分権に関する最近の動向について イ 地方分権推進委員会第5次勧告について ウ 第一次東京都地方分権推進計画の策定について	本日の委員会運営について
2月23日(火)	1 委員の辞任及び選任の報告 2 議席の決定について 3 閉会中の継続調査について	
6月9日(水)	1 委員の辞任及び選任の報告 2 報告事項(説明聴取及び質疑) ア 地方分権に関する最近の動向について イ 第二次地方分権推進計画(国)について ウ 第一次東京都地方分権推進計画(素案)について	1 委員の辞任及び選任の報告 2 議席の決定について 3 本日の委員会運営について
7月13日(火)	1 意見書について 2 閉会中の継続調査について	1 意見書について 2 閉会中の継続調査について
9月22日(水)	閉会中の継続調査について	
10月20日(水)	1 委員の辞任及び選任の報告 2 副委員長及び理事の互選 3 議席の決定	今後の委員会運営について
11月30日(火)	1 報告事項(説明聴取及び質疑) ア 地方分権の経緯と今後のスケジュールについて イ 地方分権に関する今後の対応について	本日の委員会運営について

12月9日(木)	閉会中の継続調査について	
平成12年 3月2日(木)	1 委員の辞任及び選任の報告 2 議席の決定について 3 閉会中の継続調査について	
5月31日(水)	1 報告事項(説明聴取及び質疑) ア 地方分権の経緯と今後のスケジュールについて イ 第二次東京都地方分権推進計画(中間のまとめ)について	本日の委員会運営について
7月6日(木)	1 委員の退職及び選任の報告 2 副委員長長の選任 3 閉会中の継続調査について	
9月8日(金)	1 委員の辞任及び選任の報告 2 報告事項(説明聴取及び質疑) ア 第二次東京都地方分権推進計画の策定について イ 地方分権推進委員会意見について	本日の委員会運営について
9月27日(水)	1 委員の辞任及び選任の報告 2 副委員長及び理事の互選 3 閉会中の継続調査について	
11月20日(月)		今後の委員会運営について
12月8日(金)	閉会中の継続調査について	
平成13年 3月1日(木)	閉会中の継続調査について	今後の委員会運営について
5月21日(月)	1 委員の退職について 2 調査報告書について 3 委員長口頭報告について	1 本日の委員会運営について 2 調査報告書について 3 委員長口頭報告について

3 調査・検討結果

本委員会は、都道府県及び区市町村への分権の推進に関する具体的方策について、調査検討を行うことを目的として、平成9年10月9日に設置された後、3年7か月にわたり、都民本位の視点から、地域の特性を生かした個性豊かで、活力ある地域社会を実現するため、地方分権を積極的に推進する具体的方策について、調査検討を進めてきた。

まず、国の地方分権推進委員会から、平成9年7月以降に発表された「第二次勧告」「第三次勧告」「第四次勧告」に関して理事者から報告を受け、活発な質疑を行った。

その後、東京都地方分権推進計画大綱の構成試案及び東京都地方分権推進本部の設置などについて説明を聴取し、都の推進計画大綱策定にあたっての区市町村の意見の反映などについて広範囲に質疑を行った。

平成10年5月29日に閣議決定された「地方分権推進計画」、及び東京都が同年7月30日に策定した地方分権推進計画大綱について、理事者から説明を受けるとともに、集中して質疑を行った。

続いて、平成10年11月に国と地方の役割分担を明確化し、地方への事務権限の移譲等に関する改革方針を示す、地方分権推進委員会の「第五次勧告」、及び東京都が策定中の第一次東京都地方分権推進計画の骨子について説明を聴取し、様々な角度から質疑した。

次に、主に公共事業のあり方についての見直しが行われた、「第二次地方分権推進計画」、「地方分権一括法案」及び東京都の「第一次東京都地方分権推進計画」（素案）について説明を聴取し、多方面からの質疑を行った。

また、地方分権一括法案関係条例についても多角的に質疑した後、「第二次東京都地方分権推進計画」中間のまとめについて説明を受け、東京都の地方分権に対する考え方について議論された。さらに、平成12年5月に地方分権推進法が改正され、平成13年7月まで期限延長されたことに伴う「地方分権推進委員会意見」や、「第二次東京都地方分権推進計画」について、様々な角度から熱心に質疑を展開した。

この間、平成10年3月11日、国に対して事務権限と税源の移譲などを強く求めた「地方分権推進に関する意見書（案）」を取りまとめるとともに、平成10年6月10日、事務・権限の移譲にあわせて十分な税財源の確保を求めた「地方分権推進に伴う税財源措置等に関する意見書（案）」を取りまとめた。

さらに、平成10年9月25日、地方分権推進委員会の第五次勧告に向け、国から地方への公共事業や許認可事務の一層の移譲を強く求めた「地方分権推進委員会の第5次勧告に向けた権限移譲の推進に関する意見書（案）」を取りまとめ、平成11年7月13日には、いわゆる地方分権一括法が国会で可決・成立したことを受け、国に対して自治体への権限移譲と地方一般財源の充実強化を強く要請する「地方分権の推進に関する意見書（案）」の提出を決定した。

本委員会の調査・検討の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) これまでの国等の状況について

ア 地方分権推進委員会の「中間報告」、地方分権「第一次」、「第二次」、「第三次」、「第四次」勧告について

平成9年10月までに地方分権推進委員会は、「中間報告」、「第一次」「第二次」「第三次」「第四次」勧告を内閣総理大臣に提出した。

本委員会は、これまでのこうした状況について理事者から説明を聴取するとともに、活発な質疑を行った。

まず、東京都の分権に対する取組について、特に都から区市町村への分権の進め方について質された。

これに対し理事者側は、区市町村はそれぞれ実情や実態が異なっており、分権の具体化に当たっては、区市町村と十分協議して進めていきたい、との答弁があった。

東京都地方分権推進計画を作る際には、国の地方分権推進計画策定の動きを踏まえ、国よりも一歩先んじた計画となるように、との要望があった。

法令による必置規制については、その意義や全体像及び具体的な問題点が質疑された。

国の関与については、自治事務に関し、国と自治体が対等・協力の関係で臨むべきことを理事者側に要望した。

イ 地方分権推進委員会第五次勧告について

平成10年9月の委員会で、地方分権推進委員会が「第五次勧告」の検討を始めた理由と今後の見直しについて質疑された。各省庁の強い抵抗が顕在化している中で、国の公共事業の見直しに係る勧告が地方分権の趣旨に添ったものとなるべく国に働きかけるよう理事者側へ要望する意見が出た。

その後、平成11年1月の委員会で、内閣総理大臣に平成10年10月提出された地方分権推進委員会の第五次勧告の概要について報告があった。

まず、「第五次勧告」に対しての都の評価について質された。

理事者側からは、「第五次勧告」は国と地方の役割分担の明確化と国の役割の重点化を図る観点から、国の役割を見直してできるだけ地方に委ねることを基本としており、補助金の見直しでは、地方自治体の自主性、自立性の拡大が期待できる統合補助金の創設など一定の評価ができるが、国の直轄事業については、見直しの考え方が示されただけである、との答弁があった。

国の直轄事業の見直しについて、東京港の位置づけが質疑された。

これに対して理事者側からは、東京港のこれまでの沿革、港湾管理者としての能力

等を踏まえ、主体的に実施していくことを国との協議の中で強く求めていく、との答弁があった。

次に、これまでの第一次勧告から第五次勧告において、地方税財源の充実についてどのような勧告がなされたか質された。

これに対し、理事者側からは一次から四次までの一連の勧告では、地方税の充実確保について課税自主権を尊重しつつ、その充実確保を図っていくべきとしながらも、中長期的な検討課題とされている、との答弁があった。

国と地方の税源配分について、一般に国が6、地方が4といわれているが、地方分権を推進するためにも、逆の割合となるように配分を変えていく努力が必要である、との指摘があった。

理事者側からは、地方税収入と地方の歳出の割合の乖離を出来るだけ縮小するよう考えていきたい、との答弁があった。

続いて、消費税の地方への配分を増加するよう国に要望していくべき、とする質問に対して、理事者側からは、現在税源移譲のシュミレーションを行い、国に提出している状況にあり、消費税の配分についてもシュミレーションを行っている、との答弁があった。

ウ 地方分権推進計画について

平成10年5月、四次にわたる地方分権推進委員会の勧告や平成9年12月の自治省の大綱を計画化した地方分権推進計画が内閣総理大臣に提出された。これについて理事者側から説明を聴取し、質疑を行った。

まず、自治事務と法定受託事務の区分を将来にわたって明確にすべきとの観点から質疑がなされた。

これに対して理事者側からは、今後法定受託事務の範囲をできるだけ狭めて自治事務の範囲を広げていくことが、地方自治体全体の課題であろう、との答弁があった。

また、機関委任事務制度廃止後の条例制定権や国の関与形態など、多角的な議論が展開された。

さらに、国の行政改革の推進が地方自治体に対する支配の強化につながらないようにすること、地方分権の実現に向け地方税財源の充実が不可欠であること、全国の自治体等との連携をより一層強化して、権限移譲を国に強く求めることなどを理事者側に要望した。

エ 地方分権一括法案及び第二次地方分権推進計画について

平成11年3月、国の地方分権一括法案及び国の公共事業のあり方、特に国の直轄事業等の見直しと統合補助金の創設を主眼とする、第二次地方分権推進計画が閣議決

定された。

これに伴い、まず国の地方分権一括法案に対する都の認識について質疑された。

理事者側からは、機関委任事務の廃止や関与の縮減、廃止などの各種の改革により、地方自治体の自主性、自立性が高まることを期待しているが、権限や財源の移譲が十分ではなく、今後も国にこの点を要望していく、との答弁があった。

また、法定受託事務が拡大されていること、及び国の関与のあり方について質疑があった。理事者側からは、これまでも国に対して一層の事務権限の移譲、関与の縮減を求めてきたが、今後も法定受託事務が拡大しないよう働きかけ、要望を行っていく、との答弁があった。

国の関与については、権限を行使する主体は変わったが、要件については変更がなかったことが報告され、国地方係争処理委員会が創設されたことには、意義があることである、との答弁がなされた。

次に、法令による権限移譲の財源措置や必置規制について、幅広く質疑された。

これに対して理事者側からは、法令による権限移譲の財源は国が措置するが、地方交付税で財源措置を行う場合は、不交付団体は事実上財源措置されないこととなるので、区市町村と共に国に働きかけていきたい、との答弁があった。

必置規制については、地域の実情に合わせて、より適切な形で職員配置や行政機関の設置ができるようになるなど、地方の選択の幅が広がったと考えている、との答弁であった。

さらに、市町村の合併、中核市への移行に伴う財政措置、個別法による国の関与などについても、様々な角度から論議された。

オ 地方分権推進委員会意見について

平成12年9月の委員会では、地方分権推進法が平成13年7月まで延長されたことに伴い内閣総理大臣に提出された地方分権推進委員会意見について報告を聴取した。

地方分権推進委員会意見では、国庫補助金の整理合理化と地方税源の充実確保、法令における条例、規則への委任のあり方、なお取組が必要な個別法に関することについて述べられていることが報告された。

(2) 東京都における取組状況について

ア これまでの東京都における取組状況について

都の推進計画大綱案に向けて、都から区市町村への分権のあり方、スケジュールについて議論されたほか「都から区市町村への分権のあり方検討委員会」答申に対しては、税源移譲のためのシュミレーションについて質疑された。

イ 東京都地方分権推進計画大綱（案）について

東京都地方分権推進計画大綱の検討状況について説明を聴取した。大綱策定に当たっての区市町村の意見の反映方法、財源措置の考え方、補助制度、都区制度改革の課題と財源配分、地方分権のメリットや効率性、市町村から地域へのいわゆる第三の分権に対する支援の仕組み、機関委任事務制度廃止後の国の関与などについて幅広い角度から質疑が展開された。

さらに、今後、財政自主権の確立を求めるとともに、産業政策に関する権限移譲を国に求めること、都が地方交付税の不交付団体であることによる財源上の制約を受けないよう国に働きかけることを理事者側に要望した。

ウ 東京都地方分権推進計画大綱について

平成10年7月、都が地方分権を推進するにあたって策定する「東京都地方分権推進計画」の指針を示した推進計画大綱が報告された。

まず、都区制度改革に関して、都区間の財源保障、調整、配分について質された。

これに対して理事者側からは、特別区の基礎的、標準的な事務については財源の保障は為されている、調整、配分については基本的な趣旨は変わらないが、算定方法について今後は、より一層特別区の意見を十分踏まえて算定することとなり、区の自主性、自立性を高めていく観点から調整を行っていくことになる、との答弁があった。

さらに、第三の分権への支援、地方分権推進委員会「第五次勧告」の財源保障、課税自主権を生かした自動車税の見直し、法律と条例の関係など、多岐にわたる議論が展開された。

また、広域連合の特色と設置状況、広域行政の進展についての都の支援、今後の区市町村への自治事務増による予算・人事面への影響、都から区市町村への人材派遣に対する考え方などについて活発な質疑が行われた。

エ 第一次東京都地方分権推進計画骨子について

法律改正に伴って、早急に対応する必要がある事項について取りまとめた第一次東京都地方分権推進計画の骨子が説明された。

この中で、東京都地方分権推進計画のスケジュールと区市町村との協議について質疑があった。

理事者側からは、平成11年6月を目途に第一次計画を、平成12年3月には、区市町村への条例による事務委託や補助制度の見直しなどについての第二次計画を策定する予定であること、その策定に当たっては、区市町村と十分調整、協議を行っていくこと、について答弁があった。

オ 第一次東京都地方分権推進計画について

平成11年7月、地方分権一括法案が成立した。これを受けて、機関委任事務制度の廃止に伴う条例・規則の制定、改廃や権限移譲に伴う事務引継など、当面对応しなければならない事項を取りまとめた「第一次東京都地方分権推進計画」の説明を聴取した。

まず、地方分権一括法についての認識について質された。

理事者側からは、機関委任事務制度の廃止などによって、これまで条例制定ができなかった事務についても、原則として条例を制定することが可能となり、地域の実情を踏まえた施策を展開していく上で選択の幅が広がったが、権限の移譲が不十分であること、税財源については先送りされたことなど、大きな課題が残されている、との答弁があった。

次に、これから策定する第二次東京都地方分権推進計画について、区市町村の意見・要望を充分踏まえて行うべきである、との意見が出された。

これに対して理事者側からは、二次計画の策定にあたっては、可能な限り綿密に区市町村都の調整を行い、意見の交換を行っていききたい、との答弁があった。

カ 第二次東京都地方分権推進計画中間のまとめについて

平成12年5月、都から区市町村への一層の分権を進めるため、都と区市町村の役割分担の明確化、都から区市町村への事務、権限の移譲、都の区市町村への補助制度についてまとめた「第二次東京都分権推進計画中間のまとめ」について説明を聴取した。

この中でまず、まちづくりに関する市への権限移譲について質疑があった。

理事者側からは、まちづくりの分野において、住民の意見を反映した総合的な施策展開していくことが可能となる、との答弁があった。

次に、今後の権限移譲の進め方と都からの人的支援について質された。

これに対して理事者側からは、区市町村との調整・協議が整ったものから権限を移譲すること、専門職の派遣を行うことなど様々な支援を行う、との答弁があった。

また、人口20万人以下の市に対しての権限移譲についても質疑があった。

理事者側からは、特例市にならない市に対しても積極的に市で行うことが望ましい事務については権限を移譲していく、との答弁があった。

さらに、都民からの意見を聴取する手法、区市町村との意見交換、補助金のあり方、法律などの運用や行政施策の展開、保健所政令市制度について幅広い質疑があった。

キ 第二次東京都地方分権推進計画について

5月に公表した「第二次東京都地方分権推進計画中間のまとめ」に対する区市町村の意見・要望等を踏まえ、平成12年8月策定した「第二次東京都地方分権推進計画」について説明を聴取した。

まず、二次計画は区市町村への分権を積極的に進めようとするもので、区市町村の自主性、自立性が向上することが期待されるが、今後、事務、権限の移譲にあたって区市町村との協議を十分に尽すべきである、との指摘があった。

これに対して理事者側は、事務、権限の移譲にあたっては、区市町村と十分に協議・調整を行った上で実施していくことが重要である、との答弁があった。

次に、二次計画で提案している事務処理特例条例による移譲事務の財源措置についての質疑があった。

これに対して理事者側は、移譲する個々の事務の実態を踏まえて、必要な経費を適切に措置していく、との答弁があった。

また、都が行う広域行政、都と区市町村との役割分担、市町村への財政支援についても質された。

これに対して理事者側は、東京の地域特性や地域の需要の多様性などにも考慮して具体的な役割分担を検討していくこと、広域行政としては、都内全域にわたる行政目的、施策効果や統一処理が必要な事務が考えられること、また、市町村への財政支援については、厳しい財政状況にある都内市町村の財政運営、市町村の課税自主権に配慮しながら、十分に支援していくこと、を表明した。

さらに、二次計画で移譲する事務については、見直しを行った後、区市町村へ移譲する事務として計画することが必要である、との指摘があった。

これに対して理事者側は、二次計画で区市町村に移譲する事務については、東京都を挙げて取り組んでおり、計画の策定にあたっては区市町村の意見を十分反映させた、との答弁があった。

さらに、地域に身近な区市町村の事務に関連する都の事務を、区市町村へ積極的に移譲していくこと、及び二次計画を進めるにあたり、具体的な支援策を区市町村との間で考えていくことが必要である、との意見があった。

4 国への意見書の提出

本委員会は、国から自治体への事務権限の移譲及びそれに伴う税源移譲をはじめとした地方一般財源の充実を確立すべく、次のとおり、国に対し意見書を提出することを決議した。

○ 平成10年3月27日平成10年第一回定例会議可決

地方分権推進に関する意見書(案)

全国自治体の長年の悲願であった地方分権が、いよいよ実行の段階を迎えつつある。明治以来連綿と続いた国と自治体の上下・主従関係が真に対等で協力的な関係となるよう、大いに期待するものである。

しかしながら、累次にわたる勧告は、国の自治体に対する関与の縮減・廃止に重点が置かれ、国から自治体への事務権限そのものの移譲が乏しいものとなっている。しかも関与の縮減・廃止についても、政府の地方分権推進計画の作成や法令改正の段階で、国が実質的に従前と同様の権限を確保することによって、後退するおそれがないとはいえない。

さらに、自治体の税収と歳出規模との乖離を是正するためには国から自治体への税源移譲が不可欠であるが、勧告は中長期的課題として具体化を先送りしている。今後、国の財政構造改革が優先された場合、税源移譲をはじめとした地方一般財源の充実強化が見送られるだけでなく、自治体に対する歳出総額が実質的に削減されるおそれもある。

よって、東京都議会は、政府及び地方分権推進委員会に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 政府は、地方分権推進法の基本理念を十分尊重するとともに 地方自治体の意見を十分に踏まえて地方分権推進計画を作成し、また法令の改正案を作成すること。
- 2 政府は、国から自治体への税源移譲をはじめとした地方一般財源の充実強化に向けた検討を早急に具体化すること。
- 3 地方分権推進委員会は、国から自治体への事務権限の移譲について地方自治体の自主性・自立性を高めるという立場から検討を行うとともに、政府の分権推進に対する監視機能を一層強化すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成10年3月27日

東京都議会議長 田 中 晃 三

関係大臣あて

○ 平成10年6月17日平成10年第二回定例会議可決

地方分権推進に伴う税財源措置等に関する意見書(案)

政府は、地方分権推進委員会の4次にわたる勧告をほぼ踏襲した地方分権推進計画を策定した。

現在、地方分権推進委員会は、「国から自治体へ、都道府県から市町村への事務・権限の移譲」などを中心に第5次勧告をこの秋にまとめるべく検討を進めている。

第5次勧告の実現に当たっては、事務・権限の移譲が単なる地元への負担転嫁にならぬよう、これまで以上に十分な税財源の具体的な確保策が求められる。また、地方交付税のみによる財源対策は、地方自治体の財政面の自己決定権に重大な影響を及ぼすこととなる。

よって、東京都議会は、政府及び地方分権推進委員会に対し次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 民に身近な事務は、住民に身近な地方公共団体において処理するとの観点から、事務・権限を国から地方公共団体に積極的に移譲すること。
- 2 事務・権限の移譲に合わせて、所要の財源についても地方交付税だけではなく、所得税など国税の一部を税源移譲することによって措置すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成10年6月17日

東京都議会議長 田 中 晃 三

関係大臣あて

○ 平成10年9月28日平成10年第三回定例会議可決

地方分権推進委員会の第5次勧告に向けた権限移譲の推進に関する意見書(案)

去る5月、政府は地方分権推進計画を決定し、地方分権は実行の段階を迎えた。しかしこの計画は、事務・権限の移譲よりも地方公共団体に対する国の関与の縮減・廃止に重点を置いたものである。国と地方の役割分担を明確にし、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るためには、国から地方への一層の権限移譲が不可欠である。

しかるに、地方分権推進委員会の第5次勧告に向けた議論に対しては、中央省庁等の抵抗が伝えられており、勧告の実現が危くされているところである。地方分権推進法の趣旨にもとるかから中央省庁の対応は憂慮に耐えない。

よって、東京都議会は、政府及び地方分権推進委員会に対し次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 公共事業については、国の直轄事業の範囲を限定し、その他については地方公共団体に移譲するとともに、国庫補助事業については、特に必要があるものに限定し、その他については地方の単独事業とすること。

- 2 国が直接執行している規制行政の見直しを行い、産業政策など地域と関わりが深い許認可事務等について一層の事務・権限の移譲を行うこと。

- 3 事務・権限の移譲に合わせて、所要の財源についても、原則として所得税など国税の一部を税源移譲することによって措置すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成10年9月28日

東京都議会議長 田 中 晃 三

関係大臣あて

○ 平成十一年七月十四日平成十一年第二回定例会議可決

地方分権の推進に関する意見書（案）

平成七年の地方分権推進法の成立以来四年余を経て、本年七月八日、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「一括法」という。）が国会で可決、成立した。国と地方自治体の対等・協力関係のもとに、自治体の主体性、自立性を高める真の地方分権の実現がいよいよ求められている。

この一括法は、機関委任事務制度の廃止など各種の改革を内容とするものである。しかし、今回の法律改正は法定受託事務について、国の地方自治体に対する指示・代執行が規定されたほか、国から自治体への事務権限の移譲が不十分であること、自治体の税収と歳出規模との乖離を是正するための国から自治体への税源移譲が先送りされたことなど、幾つかの課題を残すものである。

よって、東京都議会は、政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 一括法の実施に当たっては、政令、省令にゆだねられた事項も多いが、地方自治体の主体性、自立性を高める観点に立って、政令、省令の制定改廃を行うこと。
- 2 住民に身近な事務は、住民に身近な地方自治体において処理するとの観点から、国から地方自治体への権限移譲と関与の縮減・廃止をより一層進めること。併せて、将来的には、国、都道府県、区市町村の役割分担を明確にすること。
- 3 地方自治体の財政的な自主性を確立する観点から、国から地方自治体への抜本的な税源移譲をはじめ、地方一般財源の充実確保を図ること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年七月十四日

東京都議会議長 田 中 晃 三

関係大臣あて

5 結 び

本委員会は、地方分権の推進に関する具体的方策について、あらゆる角度から調査・検討を行ってきた。この間三年七か月に及ぶ精力的な調査・検討は、地方分権を実施する上で、多くの示唆を与え、地方自治の本旨の実現に向け大いに寄与するものと信じるものである。

平成十二年四月、地方分権一括法（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」）が施行された。これは、明治以来の中央集権型行政システムを地方分権型に変革していこうとするものであり、地方分権の推進にとって大きな前進となるものである。

しかし、この度の地方分権改革は、ようやくその一步を踏み出したにすぎず、新しい制度がどのように生かされていくかが今後の重要な課題となっている。

少子・高齢社会に対応したゆとりと豊かさを実感できる社会づくり、地域の実情に即した魅力ある地域づくりを一層進めるためには、国と地方公共団体とが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の主体性、自立性を高めていかなければならない。

その意味で、今回の地方分権改革は、国から地方自治体への権限委譲が不十分であること、地方税等の財源の移譲が先送りされることなど、多くの課題を残した。

平成十二年八月に出された地方分権推進委員会意見では、国庫補助金の整理合理化、地方税源の充実確保、法令による条例・規則への委任のあり方などが述べられている。東京都においても、今後、税財政制度の改革等に対する区市町村の意向を十分反映させながら、都から区市町村への分権、さらには住民への分権について検討を重ね、都民本位の視点から地方分権を積極的に推進することを強く要望するものである。

本委員会は、これまでの調査・検討の成果として、平成十一年三月、「地方分権推進に関する意見書（案）」の提出を決定し、平成十一年六月には、「地方分権の推進に伴う税財源措置等に関する意見書（案）」を取りまとめた。そして、平成十一年七月には「地方分権の推進に関する意見書（案）」を、さらに、平成十一年九月、「地方分権推進委員会の第五次勧告に向けた権限移譲の推進に関する意見書（案）」を取りまとめた。

この報告書は、都民の地方分権に対する期待を受けて、各委員が熱心に調査・検討してきた成果であり、今後の東京都における地方分権の一層の推進のため、大いに寄与するものとなることを確信している。

執行機関においても、本委員会の調査結果を踏まえ、都民の期待に応える更なる地方分権の推進へ向けて真摯に取りくまれることを求めるものである。

本委員会は、都議会から付託された調査事項に関し、その所期の目的を達成したことに伴い、ここに調査報告書を取りまとめた。

付表 提出資料一覧

提出日	提出資料
平成9年10月22日	資料1 地方分権のこれまでの経緯と今後のスケジュール 資料2 地方分権推進委員会中間報告(要旨) 資料3 地方分権推進委員会第1次勧告の概要 資料4 地方分権推進委員会第2次勧告の概要 資料5 地方分権推進委員会第3次勧告の概要 資料6 地方分権推進委員会第4次勧告の概要
平成10年5月25日	資料1 地方分権のスケジュール(予定) 資料2 地方分権をめぐる国の動向について 資料3 「機関委任事務制度の廃止後における地方公共団体の事務のあり方及び一連の関連する制度のあり方についての大綱」のポイント及び本文 資料4 東京都地方分権推進本部の設置について 資料5 地方分権に伴う税財源措置等に関する要望について 資料6 国に権限の委譲を求める事項 資料7 東京都地方分権推進計画大綱の構成試案
平成10年9月11日	資料1 地方分権のスケジュール 資料2 政府の地方分権推進計画の概要 資料3 地方分権推進計画 資料4 東京都地方分権推進計画大綱
平成11年1月26日	資料1 地方分権の経緯と今後の予定 資料2 地方分権推進委員会第5次勧告のポイント 資料3 地方分権推進委員会第5次勧告の概要 資料4 地方分権推進委員会第5次勧告 資料5 第一次東京都地方分権推進計画骨子案
平成11年6月9日	資料1 地方分権の経緯と今後のスケジュール(予定) 資料2 第2次地方分権推進計画のポイント 資料3 第2次地方分権推進計画 資料4 第一次東京都地方分権推進計画(素案)概要 資料5 第一次東京都地方分権推進計画(素案) (参考資料) 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案の概要 (参考資料) 機関委任事務制度の廃止について

提出日	提出資料
平成11年11月30日	資料1 地方分権の経緯と今後のスケジュール 資料2 地方分権に関する今後の対応について (参考資料) 平成11年第四回定例会に提出予定の主な地方分権一括法関係条例案、地方分権一括法に係る政省令等の制定・改廃の状況
平成12年5月31日	資料1 地方分権の経緯と今後のスケジュール 資料2 「第二次東京都地方分権推進計画(中間のまとめ)」の概要 資料3 「第二次東京都地方分権推進計画(中間のまとめ)」
平成12年9月8日	資料1 地方分権の経緯と今後の予定 資料2 第二次東京都地方分権推進計画の策定について 資料3 第二次東京都地方分権推進計画の概要 資料4 第二次東京都地方分権推進計画 資料5 地方分権推進委員会意見の概要 資料6 地方分権推進委員会意見